

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名 印

農業競争力強化支援法第21条第1項の規定に基づき、事業参入計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 事業参入の目標
2. 事業参入の内容
3. 事業参入の実施時期
4. 事業参入の実施に必要な資金の額及びその調達方法
5. その他

(備考)

1. 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

1. 事業参入の目標

- (1) 事業参入に係る事業の目標（事業参入を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。
- (2) 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に関する数値目標（任意の指標を設定する。）を記載する。

2. 事業参入の内容

- (1) 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の内容その他事業参入に係る事業の内容を記載する。
 - ① 事業参入計画の対象となる事業を記載する。
 - ② 事業参入計画の具体的内容を要約的に記載する。
 - ③ 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の取組内容を記載する。
 - ④ ③の記載中において、次の説明を記載する。
 - イ 良質かつ低廉な農業資材の供給の取組と農産物の生産コストの低減との因果関係
 - ロ 農産物流通等の合理化の取組と農産物の販売コストの低減又は農業経営の安定・発展との因果関係

- (2) 事業参入を行う場所の住所を記載する。

- (3) 関係事業者又は外国関係法人が共同して事業参入を実施する場合には、その名称及び当該関係事業者又は当該外国関係法人が農業競争力強化支援法施行規則（平成29年農林水産省・経済産業省令第 号。以下「規則」という。）第1条第2項の関係事業者又は同条第3項の外国関係法人であることの説明を記載する。

- (4) 別表1により、事業参入に伴う設備投資（土地、建物及び設備（リース設備を含む。）の取得等に係る投資をいう。）の内容について、申請者である事業参入促進対象事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。

- (5) 別表2により、事業又は資産の譲渡又は譲受けに伴い不動産の譲渡又は譲受けを予定している者は、当該不動産の内容について記載する。合併、分割等により不動産の取得を予定している者についても、同様とする。

3. 事業参入の実施時期

- (1) 事業参入の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。
- (2) 別表3により、毎事業年度の実施予定を記載する。

4. 事業参入の実施に必要な資金の額及びその調達方法

- (1) 必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。

(2) 必要な資金の額及び調達方法は、別表4により記載する。

別表1

事業参入に伴う設備投資の内容

(単位：百万円)

	設備等の種類	設備等の名称	用途	設置場所	単価	数量	金額
年度							
	小 計						
年度							
年度							
年度							
年度							
合 計							

別表2

譲渡し、取得し、又は譲り受ける不動産の内容

(土地)

(単位：㎡)

	所在地番	地 目	面 積	そ の 他
1				
2				
3				

(家屋)

(単位：㎡)

	所在家屋番号	種類構造	床面積	そ の 他
1				
2				
3				

(注) 譲渡又は譲受けについて、その他欄に記載する。事業又は資産の譲渡又は譲受けに伴う不動産については、その他欄にその旨を記載し、併せて事業又は資産の譲渡先名又は譲受け元名を明記する。合併、分割等により取得をする不動産についても、同様とする。

別表3

事業参入の実施時期

年 度	実 施 内 容
年度	
年度	
年度	
年度	
年度	

別表 4

事業参入の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：百万円)

費用	調達先	資金の借入れ	自己資金	そ の 他	合 計	備 考
	所要額					

(注)

1. 「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「資金の借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。
2. 社債又は資金の借入れについて農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号。以下「法」という。）第24条の規定に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受ける予定がある場合には、その旨を、資金の借入れについては借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。
3. 法第25条第1項の規定に基づく株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）からの資金の借入れを予定する場合には、その旨及び認定事業参入を行うのに必要な資金の額の合計を、公庫の名を示しつつ「備考」に記載する。
4. 資金の借入れについて法第26条第1項の規定に基づく公庫による債務の保証を受ける予定がある場合には、その旨及び借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。
5. 法第27条第1号若しくは第4号の規定に基づく株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「支援機構」という。）からの出資の受入れ若しくは資金の借入れ又は同条第2号に基づく支援対象事業再編等支援団体からの出資の受入れを予定する場合には、その旨及び認定事業参入計画を行うのに必要な資金の額の合計を、支援機構又は支援対象事業再編等支援団体の名を示しつつ「備考」に記載する。